

公募要領正誤表（案）

ページ (1月16日版)	正	誤
<p>○公募要領本体 「生産性革命」 公募要領P 15～ 「経営体強化」 公募要領P 15～</p>	<p>1 0 委託契約上支払対象となる経費 (1) 委託経費の対象となる経費 委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。 1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費 ①～④ (略)</p> <p>⑤ その他必要に応じて計上可能な経費 外国人招へい旅費・滞在費等。</p> <p>2) 間接的経費（いわゆる一般管理費等） 間接的経費は1) 直接経費の15%以内を原則としつつ、研究代表者の申請に応じ、最大30%までの間接的経費の加算を認めます（その分の直接経費が減額されます。）。ただし、加算された間接的経費の配分先は、研究者又は研究者が所属する研究室等とします。 間接的経費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金、特許関連経費（※）となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を間接的経費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分してください。 ※特許関連経費 本事業で得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費）。なお、登録、維持に係る経費は受託者負担になります。 また、国外特許については、PCT出願も対象とします。</p> <p>3) 消費税等相当額 1) 及び2) の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。</p> <p>※1～※3 (略)</p>	<p>1 0 委託契約上支払対象となる経費 (1) 委託経費の対象となる経費 委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。 1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費 ①～④ (略)</p> <p>⑤ その他必要に応じて計上可能な経費 外国人招へい旅費・滞在費、特許関連経費（※）等。 ※ 本事業で得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費）。 なお、登録、維持に係る費用は受託者負担となります。</p> <p>2) 一般管理費 一般管理費は④の試験研究費の15%以内を原則としつつ、研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理費の加算を認めます（その分の直接経費が減額されます。）。ただし、加算された一般管理費の配分先は、研究者又は研究者が所属する研究室等とします。</p> <p>3) 消費税等相当額 1) 及び2) の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。</p> <p>※1～※3 (略)</p>

「生産性革命」
公募要領 P 42
「経営体強化」
公募要領 P 44

○別紙 5 様式 1-3
「生産性革命」
公募要領 P 57 及
び P 61
「経営体強化」
公募要領 P 59 及
び P 63

「生産性革命」
公募要領 P 60 及
び 64
「経営体強化」
公募要領 P 62 及
び 66

○別紙 5 別添 10
「生産性革命」
公募要領 P 108
「経営体強化」
公募要領 P 110

5 応募情報の登録について

(1) 応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

① ～③ (略)

④ 各研究者の平成 30 (2018) 年度及び 31 (2019) 年度、32 (2020) 年度の予算額 (直接経費 (総額) 及び 間接的経費 (総額))。

「(1) 各年度別研究費総額内訳 (単位: 千円)」の表側

② 間接的経費 (いわゆる一般管理費等)

(注 4) 間接的経費は (1) の④のエの直接経費の 15%以内を原則としつつ、研究代表者の申請に応じ、最大 30%までの間接的経費の加算を認めます (その分の直接経費が減額されます)。ただし、加算された間接的経費の配分先は、研究者又は研究者が所属する研究室等に限定とします。

(計画変更の承認)

第 17 条 構成員は、前条に規定する場合を除き、委託研究実施計画書に記載された当該構成員の分担する委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託研究実施計画変更承認申請書を代表者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託研究実施計画書の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目間 (直接経費から間接的経費への流用を除く。) における流用については、この限りではない。

※ 4 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。

具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等、管理部門の経費となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分してください。

5 応募情報の登録について

(1) 応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

① ～③ (略)

④ 各研究者の平成 30 (2018) 年度及び 31 (2019) 年度、32 (2020) 年度の予算額 (直接経費 (総額) 及び 一般管理費 (総額))。

「(1) 各年度別研究費総額内訳 (単位: 千円)」の表側

② 一般管理費

(注 4) 一般管理費は (1) の④のエの試験研究費の 15%以内を原則としつつ、研究代表者の申請に応じ、最大 30%までの一般管理費の加算を認めます (その分の直接経費が減額されます)。ただし、加算された一般管理費の配分先は、研究者又は研究者が所属する研究室等に限定とします。

(計画変更の承認)

第 17 条 構成員は、前条に規定する場合を除き、委託研究実施計画書に記載された当該構成員の分担する委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託研究実施計画変更承認申請書を代表者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託研究実施計画書の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目間 (直接経費から一般管理費への流用を除く。) における流用については、この限りではない。